

(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十一条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示
第二百二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>849単位</u> 注1～8 (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p><u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</u></p> <p><u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u></p> <p>2 介護予防訪問看護費</p> <p>イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>301単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 <u>449単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>790単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>1,084単位</u></p> <p>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 (1回につき) <u>287単位</u></p> <p>ロ 病院又は診療所の場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>254単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 <u>380単位</u></p>	<p>1 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>845単位</u> 注1～8 (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 介護予防訪問看護費</p> <p>イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>300単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 <u>448単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>787単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>1,080単位</u></p> <p>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 (1回につき) <u>286単位</u></p> <p>ロ 病院又は診療所の場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>253単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 <u>379単位</u></p>

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>550単位</u>
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>810単位</u>
注1～12 (略)	
ハ～ヘ (略)	
3 介護予防訪問リハビリテーション費	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費(1回につき)	<u>292単位</u>
注1～10 (略)	
ロ・ハ (略)	
4 介護予防居宅療養管理指導費	
イ 医師が行う場合	
(1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>444単位</u>
(2) 介護予防居宅療養管理指導費(II)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>295単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>285単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>261単位</u>
注1～5 (略)	
ロ 歯科医師が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>
注1～4 (略)	
ハ 薬剤師が行う場合	
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>560単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>548単位</u>
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>807単位</u>
注1～12 (略)	
ハ～ヘ (略)	
3 介護予防訪問リハビリテーション費	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費(1回につき)	<u>290単位</u>
注1～10 (略)	
ロ・ハ (略)	
4 介護予防居宅療養管理指導費	
イ 医師が行う場合	
(1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>442単位</u>
(2) 介護予防居宅療養管理指導費(II)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>294単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>284単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>260単位</u>
注1～5 (略)	
ロ 歯科医師が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>
注1～4 (略)	
ハ 薬剤師が行う場合	
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>558単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	

	<u>415単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>379単位</u>
(2) 薬局の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>377単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>345単位</u>
注1～5 (略)	
ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>539単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>
注1～4 (略)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>356単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>324単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>296単位</u>
注1～4 (略)	
ヘ (略)	
5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	
(1) 要支援1	<u>1,721単位</u>
(2) 要支援2	<u>3,634単位</u>
注1～9 (略)	
ロ～リ (略)	
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用</u>	

	<u>414単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>378単位</u>
(2) 薬局の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>376単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>344単位</u>
注1～5 (略)	
ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>537単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>
注1～4 (略)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>355単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>323単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>295単位</u>
注1～4 (略)	
ヘ (略)	
5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	
(1) 要支援1	<u>1,712単位</u>
(2) 要支援2	<u>3,615単位</u>
注1～9 (略)	
ロ～リ (略)	
(新設)	

者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援1 466単位

b 要支援2 579単位

(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援1 466単位

b 要支援2 579単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援1 438単位

b 要支援2 545単位

(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援1 438単位

b 要支援2 545単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援1 545単位

b 要支援2 662単位

(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援1 465単位

b 要支援2 577単位

(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援1 465単位

b 要支援2 577単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援1 437単位

b 要支援2 543単位

(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援1 437単位

b 要支援2 543単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援1 543単位

b 要支援2 660単位

(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

a	要支援 1	<u>545単位</u>
b	要支援 2	<u>662単位</u>
(2)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(一)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a	要支援 1	<u>514単位</u>
b	要支援 2	<u>638単位</u>
(二)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a	要支援 1	<u>514単位</u>
b	要支援 2	<u>638単位</u>

注 1～13 (略)

ハ～ヘ (略)

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>580単位</u>
ii	要支援 2	<u>721単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	

a	要支援 1	<u>543単位</u>
b	要支援 2	<u>660単位</u>
(2)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(一)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a	要支援 1	<u>512単位</u>
b	要支援 2	<u>636単位</u>
(二)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a	要支援 1	<u>512単位</u>
b	要支援 2	<u>636単位</u>

注 1～13 (略)

ハ～ヘ (略)

(新設)

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>578単位</u>
ii	要支援 2	<u>719単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	

i	要支援 1	<u>621単位</u>
ii	要支援 2	<u>762単位</u>
c	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要支援 1	<u>613単位</u>
ii	要支援 2	<u>768単位</u>
d	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要支援 1	<u>660単位</u>
ii	要支援 2	<u>816単位</u>
(二)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>584単位</u>
ii	要支援 2	<u>725単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>621単位</u>
ii	要支援 2	<u>777単位</u>
(三)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>584単位</u>
ii	要支援 2	<u>725単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>621単位</u>
ii	要支援 2	<u>777単位</u>
(四)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>568単位</u>
ii	要支援 2	<u>707単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>601単位</u>
ii	要支援 2	<u>752単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護	

i	要支援 1	<u>619単位</u>
ii	要支援 2	<u>759単位</u>
c	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要支援 1	<u>611単位</u>
ii	要支援 2	<u>765単位</u>
d	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要支援 1	<u>658単位</u>
ii	要支援 2	<u>813単位</u>
(二)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>582単位</u>
ii	要支援 2	<u>723単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>619単位</u>
ii	要支援 2	<u>774単位</u>
(三)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>582単位</u>
ii	要支援 2	<u>723単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>619単位</u>
ii	要支援 2	<u>774単位</u>
(四)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>566単位</u>
ii	要支援 2	<u>705単位</u>
b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>599単位</u>
ii	要支援 2	<u>750単位</u>
(2)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護	

費(Ⅰ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援 1 <u>623単位</u>
ii	要支援 2 <u>781単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援 1 <u>668単位</u>
ii	要支援 2 <u>826単位</u>
c	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)
i	要支援 1 <u>623単位</u>
ii	要支援 2 <u>781単位</u>
d	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)
i	要支援 1 <u>668単位</u>
ii	要支援 2 <u>826単位</u>
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援 1 <u>651単位</u>
ii	要支援 2 <u>809単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援 1 <u>651単位</u>
ii	要支援 2 <u>809単位</u>
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

費(Ⅰ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援 1 <u>621単位</u>
ii	要支援 2 <u>778単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援 1 <u>666単位</u>
ii	要支援 2 <u>823単位</u>
c	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)
i	要支援 1 <u>621単位</u>
ii	要支援 2 <u>778単位</u>
d	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)
i	要支援 1 <u>666単位</u>
ii	要支援 2 <u>823単位</u>
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援 1 <u>649単位</u>
ii	要支援 2 <u>806単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援 1 <u>649単位</u>
ii	要支援 2 <u>806単位</u>
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i	要支援 1	<u>651単位</u>
ii	要支援 2	<u>809単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>651単位</u>
ii	要支援 2	<u>809単位</u>
(四)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>611単位</u>
ii	要支援 2	<u>764単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>611単位</u>
ii	要支援 2	<u>764単位</u>

注 1～14 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理 (1日につき) 518単位
注 1・2 (略)

(二) (略)

(6)・(7) (略)

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は

i	要支援 1	<u>649単位</u>
ii	要支援 2	<u>806単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>649単位</u>
ii	要支援 2	<u>806単位</u>
(四)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>609単位</u>
ii	要支援 2	<u>762単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>609単位</u>
ii	要支援 2	<u>762単位</u>

注 1～14 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位
注 1・2 (略)

(二) (略)

(6)・(7) (略)

(新設)

、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 525単位

ii 要支援2 659単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 553単位

ii 要支援2 687単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1 543単位

ii 要支援2 677単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援1 581単位

ii 要支援2 736単位

e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)

i 要支援1 614単位

ii 要支援2 769単位

f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)

i 要支援1 602単位

ii 要支援2 757単位

(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 523単位

ii 要支援2 657単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 551単位

ii 要支援2 685単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1 541単位

ii 要支援2 675単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援1 579単位

ii 要支援2 734単位

e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)

i 要支援1 612単位

ii 要支援2 767単位

f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)

i 要支援1 600単位

ii 要支援2 755単位

(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i	要支援 1	<u>494単位</u>
ii	要支援 2	<u>619単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>509単位</u>
ii	要支援 2	<u>634単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>552単位</u>
ii	要支援 2	<u>698単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>570単位</u>
ii	要支援 2	<u>716単位</u>
(三)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>477単位</u>
ii	要支援 2	<u>596単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>536単位</u>
ii	要支援 2	<u>676単位</u>
(2)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>668単位</u>
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>591単位</u>
ii	要支援 2	<u>746単位</u>
(二)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>668単位</u>

i	要支援 1	<u>492単位</u>
ii	要支援 2	<u>617単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>507単位</u>
ii	要支援 2	<u>632単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>550単位</u>
ii	要支援 2	<u>696単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>568単位</u>
ii	要支援 2	<u>714単位</u>
(三)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>476単位</u>
ii	要支援 2	<u>594単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>674単位</u>
(2)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>532単位</u>
ii	要支援 2	<u>666単位</u>
b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>589単位</u>
ii	要支援 2	<u>744単位</u>
(二)	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>532単位</u>
ii	要支援 2	<u>666単位</u>

b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>591単位</u>
ii	要支援 2	<u>746単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>607単位</u>
b	要支援 2	<u>764単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	要支援 1	<u>635単位</u>
b	要支援 2	<u>792単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	要支援 1	<u>625単位</u>
b	要支援 2	<u>782単位</u>
(四)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a	要支援 1	<u>607単位</u>
b	要支援 2	<u>764単位</u>
(五)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a	要支援 1	<u>635単位</u>
b	要支援 2	<u>792単位</u>
(六)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a	要支援 1	<u>625単位</u>
b	要支援 2	<u>782単位</u>
(4)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>607単位</u>
b	要支援 2	<u>764単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	

b	病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>589単位</u>
ii	要支援 2	<u>744単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>605単位</u>
b	要支援 2	<u>762単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	要支援 1	<u>633単位</u>
b	要支援 2	<u>790単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	要支援 1	<u>623単位</u>
b	要支援 2	<u>780単位</u>
(四)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a	要支援 1	<u>605単位</u>
b	要支援 2	<u>762単位</u>
(五)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a	要支援 1	<u>633単位</u>
b	要支援 2	<u>790単位</u>
(六)	ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a	要支援 1	<u>623単位</u>
b	要支援 2	<u>780単位</u>
(4)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>605単位</u>
b	要支援 2	<u>762単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	

- a 要支援 1 607単位
- b 要支援 2 764単位

注 1～11 (略)

(5)～(9) (略)

10) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 509単位

ii 要支援 2 639単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 536単位

ii 要支援 2 666単位

c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 527単位

ii 要支援 2 657単位

d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 566単位

a 要支援 1 605単位

b 要支援 2 762単位

注 1～11 (略)

(5)～(9) (略)

(新設)

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 507単位

ii 要支援 2 637単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 534単位

ii 要支援 2 664単位

c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 525単位

ii 要支援 2 655単位

d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 564単位

ii 要支援 2	<u>717単位</u>
c 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i 要支援 1	<u>598単位</u>
ii 要支援 2	<u>749単位</u>
f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i 要支援 1	<u>587単位</u>
ii 要支援 2	<u>738単位</u>
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>452単位</u>
ii 要支援 2	<u>565単位</u>
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>516単位</u>
ii 要支援 2	<u>651単位</u>
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	<u>591単位</u>
b 要支援 2	<u>744単位</u>
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援 1	<u>618単位</u>
b 要支援 2	<u>771単位</u>
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援 1	<u>609単位</u>
b 要支援 2	<u>762単位</u>
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援 1	<u>591単位</u>
b 要支援 2	<u>744単位</u>
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援 1	<u>618単位</u>
b 要支援 2	<u>771単位</u>

ii 要支援 2	<u>715単位</u>
c 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i 要支援 1	<u>596単位</u>
ii 要支援 2	<u>747単位</u>
f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i 要支援 1	<u>585単位</u>
ii 要支援 2	<u>736単位</u>
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	<u>451単位</u>
ii 要支援 2	<u>563単位</u>
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援 1	<u>514単位</u>
ii 要支援 2	<u>649単位</u>
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	<u>589単位</u>
b 要支援 2	<u>742単位</u>
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援 1	<u>616単位</u>
b 要支援 2	<u>769単位</u>
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援 1	<u>607単位</u>
b 要支援 2	<u>760単位</u>
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援 1	<u>589単位</u>
b 要支援 2	<u>742単位</u>
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援 1	<u>616単位</u>
b 要支援 2	<u>769単位</u>

(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅶ)

- a 要支援1 609単位
- b 要支援2 762単位

注1～10 (略)

(3)～(7) (略)

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)

- a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 815単位
 - ii 要支援2 977単位

- b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 922単位
 - ii 要支援2 1,077単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

- a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 752単位

(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅶ)

- a 要支援1 607単位
- b 要支援2 760単位

注1～10 (略)

(3)～(7) (略)

(新設)

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)

- a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 813単位
 - ii 要支援2 974単位

- b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 919単位
 - ii 要支援2 1,074単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

- a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 750単位

ii	要支援 2	<u>922単位</u>
b	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>810単位</u>
ii	要支援 2	<u>1,001単位</u>
(三)	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>730単位</u>
ii	要支援 2	<u>894単位</u>
b	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>788単位</u>
ii	要支援 2	<u>974単位</u>
(四)	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>718単位</u>
ii	要支援 2	<u>878単位</u>
b	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>775単位</u>
ii	要支援 2	<u>958単位</u>
(五)	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>658単位</u>
ii	要支援 2	<u>819単位</u>
b	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>765単位</u>
ii	要支援 2	<u>921単位</u>
(2)	認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>566単位</u>
b	要支援 2	<u>727単位</u>
(二)	認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	

ii	要支援 2	<u>919単位</u>
b	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>808単位</u>
ii	要支援 2	<u>998単位</u>
(三)	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>728単位</u>
ii	要支援 2	<u>892単位</u>
b	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>786単位</u>
ii	要支援 2	<u>971単位</u>
(四)	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>716単位</u>
ii	要支援 2	<u>876単位</u>
b	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>773単位</u>
ii	要支援 2	<u>955単位</u>
(五)	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>656単位</u>
ii	要支援 2	<u>817単位</u>
b	認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>763単位</u>
ii	要支援 2	<u>918単位</u>
(2)	認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>564単位</u>
b	要支援 2	<u>725単位</u>
(二)	認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	

- a 要支援1 624単位
- b 要支援2 806単位
- (3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）
 - (一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)
 - a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 942単位
 - ii 要支援2 1,098単位
 - b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 942単位
 - ii 要支援2 1,098単位
 - (二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)
 - a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 834単位
 - ii 要支援2 1,027単位
 - b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 834単位
 - ii 要支援2 1,027単位

注1～6（略）

(4)～(7)（略）

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を

- a 要支援1 622単位
- b 要支援2 804単位
- (3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）
 - (一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)
 - a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 939単位
 - ii 要支援2 1,095単位
 - b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 939単位
 - ii 要支援2 1,095単位
 - (二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)
 - a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 832単位
 - ii 要支援2 1,024単位
 - b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 832単位
 - ii 要支援2 1,024単位

注1～6（略）

(4)～(7)（略）

（新設）

算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 578単位
ii 要支援2 712単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 639単位
ii 要支援2 794単位

(二) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 568単位
ii 要支援2 702単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 627単位
ii 要支援2 782単位

(三) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 552単位
ii 要支援2 686単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 611単位
ii 要支援2 766単位

(2) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 576単位
ii 要支援2 710単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 637単位
ii 要支援2 792単位

(二) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 566単位
ii 要支援2 700単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 625単位
ii 要支援2 780単位

(三) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 550単位
ii 要支援2 684単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 609単位
ii 要支援2 764単位

(2) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

)	
(一)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援1 <u>551単位</u>
ii	要支援2 <u>674単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援1 <u>612単位</u>
ii	要支援2 <u>756単位</u>
(二)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援1 <u>535単位</u>
ii	要支援2 <u>658単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援1 <u>596単位</u>
ii	要支援2 <u>740単位</u>
(三)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援1 <u>524単位</u>
ii	要支援2 <u>647単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援1 <u>585単位</u>
ii	要支援2 <u>729単位</u>
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
)	
(一)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
a	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援1 <u>525単位</u>
ii	要支援2 <u>652単位</u>
b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援1 <u>581単位</u>
ii	要支援2 <u>728単位</u>

)	
(一)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援1 <u>549単位</u>
ii	要支援2 <u>672単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援1 <u>610単位</u>
ii	要支援2 <u>754単位</u>
(二)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援1 <u>533単位</u>
ii	要支援2 <u>656単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援1 <u>594単位</u>
ii	要支援2 <u>738単位</u>
(三)	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)
a	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援1 <u>522単位</u>
ii	要支援2 <u>645単位</u>
b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援1 <u>583単位</u>
ii	要支援2 <u>727単位</u>
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
)	
(一)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
a	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i	要支援1 <u>523単位</u>
ii	要支援2 <u>650単位</u>
b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i	要支援1 <u>579単位</u>
ii	要支援2 <u>726単位</u>

- (二) II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 500単位
 - ii 要支援2 617単位
 - b II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 558単位
 - ii 要支援2 695単位
- (4) ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
 - (一) ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)
 - a ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 660単位
 - ii 要支援2 818単位
 - b ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 660単位
 - ii 要支援2 818単位
 - (二) ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)
 - a ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 650単位
 - ii 要支援2 808単位
 - b ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 650単位
 - ii 要支援2 808単位
- (5) ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- (二) II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 498単位
 - ii 要支援2 615単位
 - b II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 556単位
 - ii 要支援2 693単位
- (4) ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
 - (一) ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)
 - a ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 658単位
 - ii 要支援2 815単位
 - b ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 658単位
 - ii 要支援2 815単位
 - (二) ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)
 - a ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 648単位
 - ii 要支援2 805単位
 - b ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 648単位
 - ii 要支援2 805単位
- (5) ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(i)	
a 要支援1	<u>674単位</u>
b 要支援2	<u>821単位</u>
(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(ii)	
a 要支援1	<u>674単位</u>
b 要支援2	<u>821単位</u>
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>618単位</u>
ii 要支援2	<u>767単位</u>
b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>618単位</u>
ii 要支援2	<u>767単位</u>
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>643単位</u>
ii 要支援2	<u>781単位</u>
b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>643単位</u>
ii 要支援2	<u>781単位</u>
注1～11 (略)	

(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(i)	
a 要支援1	<u>672単位</u>
b 要支援2	<u>818単位</u>
(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
(ii)	
a 要支援1	<u>672単位</u>
b 要支援2	<u>818単位</u>
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>616単位</u>
ii 要支援2	<u>765単位</u>
b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>616単位</u>
ii 要支援2	<u>765単位</u>
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>641単位</u>
ii 要支援2	<u>779単位</u>
b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>641単位</u>
ii 要支援2	<u>779単位</u>
注1～11 (略)	

(7) (略)	
(8) 緊急時施設診療費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
イ 緊急時治療管理（1日につき）	518単位
注1・2 (略)	
ロ (略)	
(9)~(12) (略)	
13 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
8 介護予防特定施設入居者生活介護費	
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）	
(1) 要支援1	181単位
(2) 要支援2	310単位
ロ～ホ (略)	
ハ 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予	

(7) (略)	
(8) 緊急時施設診療費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
イ 緊急時治療管理（1日につき）	511単位
注1・2 (略)	
ロ (略)	
(9)~(12) (略)	
(新設)	
8 介護予防特定施設入居者生活介護費	
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）	
(1) 要支援1	180単位
(2) 要支援2	309単位
ロ～ホ (略)	
(新設)	

防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

9 (略)

9 (略)